

基準日設定通知公告

当社は、令和6年9月10日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和6年9月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和6年8月26日

横浜市青葉区みたけ台5番地10

株式会社日本アメニティライフ協会
代表取締役 江頭 瑞穂

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部